

第8回 那珂川市農業委員会会議録

令和4年11月9日、那珂川市農業委員会会長結城五子は、令和4年度第8回農業委員会総会を那珂川市都市整備部外会議室に招集した。

【議案】

第37号 農地法第3条の規定による許可申請について(1件)

第38号 農地法第5条の規定による許可申請について(1件)

第39号 農用地利用集積計画の利用権設定について(2件)

【報告】

第20号 専決処分について

農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について(1件)

第21号 専決処分について 現況証明について(2件)

第22号 専決処分について 許可済証明について(1件)

<出席委員>

農業委員

会長 結城 五子 1番 佐伯 隆嘉 2番 高橋 堅

3番 山崎 美代子 4番 白水 正彦 5番 内野 学

6番 上野 信之 7番 佐伯 久典

農地利用最適化推進委員

1番 久我 一徳 2番 添田 英一 3番 八尋 博基

4番 真鍋 利明 5番 重松 栄作

<欠席委員 >

なし

<事務局>

事務局長 真鍋 勝大

係長 藤野 尊

書記 手嶋 雄美子

開会 (午前9時30分)

議 長	皆さん、おはようございます。ただいまから、令和4年度第8回農業委員会総会を開会します。 では、議案審議に入ります前に、議事録署名人の指名を行います。7番、佐伯 久典委員と、6番、佐伯隆嘉委員を指名し
-----	--

	<p>ます。よろしくお願いいたします。</p> <p>では、議案に入ります。議案第37号番号1農地法第3条の規定による許可申請についてを事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第37号番号1農地法第3条の規定による許可申請について説明をいたします。議案書の1ページをお願いします。資料編は2ページになります。</p> <p>譲受人と譲渡人の住所、氏名、申請地の所在地、地目、面積は議案書に記載のとおりです。譲受人の耕作反別は、22,692平米、契約内容は売買です。</p> <p>議案書の2ページから8ページに申請書、9ページ登記事項証明書、10ページに字図を添付しております。</p> <p>字図を見ていただくと分かりますが、申請農地は水路部分になっておりまして、地番で言うと、〇〇番の所有者が譲受人となっております、こちらの田んぼと一体的に管理をすることになります。後ほど議案にあがりますが、今回□□番こちらを転用されますので、転用にあたって隣地の田んぼへの水路を確保するために第3条の申請をされております。</p> <p>資料編1ページをお願いします。こちらに記載の判断基準の、農地法第3条第2項の第1号から第7号の規定に該当しないため、3条の許可条件は満たしています。以上です。</p>
議長	では、担当推進委員の意見をお願いします。
推進委員	申請者からの聞取りを行って、問題ありませんでした。
議長	現地確認はされましたか。
農業委員	私が隣地の転用の確認のために現地を確認しておりますので私からいいでしょうか。
議長	はい、〇番委員どうぞ。
農業委員	所有者が高齢で耕作できなくなってきて、また日蔭が多く収量が取れないということで、隣地を資材置場に転用する申請をされています。農地の耕作が継続できるよう、水路の確保をするために、水路にする部分のみ買われるという状況です。現況は隣地と一枚の田んぼでした。以上です。
事務局	補足説明です。元々、2つの農地は地番が異なっていますが、一枚の田んぼだったのを、水路を作るために今回分筆をしております。
議長	〇番委員どうぞ。

農 業 委 員	譲受人の田んぼは、△△番ということですか。
事 務 局	〇〇番です。
農 業 委 員	既存水路は、□□番から〇〇番に流れているんですね。
農 業 委 員	そうです。
議 長	他に質疑はありませんか。
	(質疑なし)
議 長	質疑が無いようですので、採決を行います。 許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議 長	全員賛成により、議案第37号番号1は許可することに決定しました。 次に、議案第38号番号1農地法第5条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。
事 務 局	<p>議案第38号番号1議案第38号農地法第5条の規定による許可申請について番号1を説明します。</p> <p>議案書は13ページ、資料編は3ページをお願いします。農地法第5条第1項の規定による許可申請書になります。</p> <p>1 当事者の住所及び職業、2 許可を受けようとする土地の所在、地番、地目、面積等は申請書記載のとおりです。3 転用計画は、(1)転用の目的は資材置場・重機駐車場。(2)利用期間は許可日から永年となっています。議案書14ページは、資金計画書になります。15ページ 16ページに残高証明書の写しを添付しております。17ページは事業計画書になります。18ページ、被害防除計画書です。(1)排水計画の雨水排水につきましては、溜枒。汚水処理はくみ取り、生活雑排水については、なしとなっています。(2)用地造成に伴う被害防除措置については1の土留め工事をする、内容は敷地の周囲に空洞ブロック4段、高さ60センチとなっております。</p> <p>続きまして、農地区分について説明します。資料編の3ページをご覧ください。申請地の農地区分は、まず、市街地にある区域内の農地ではないため第3種農地には該当しません。次に第2種農地の判断基準ですが、支所を含む市役所や鉄道の駅からおおむね500メートル以内の区域内の農地という規定がございます。資料編3ページの航空写真で、赤い円で囲んだところが、市役所の都市整備部庁舎から500メートルの範囲になります。こちらに申請地が含まれているため、申請地は第2種農</p>

	<p>地の要件を満たします。</p> <p>農地の広がりや10ヘクタール以上あり、第1種農地の要件も満たしますが、1種農地と2種農地どちらの要件も該当する場合、2種農地として取り扱うことになっておりますので、申請地は第2種農地になります。</p> <p>議案書19ページをお願いします。第2種農地ですので、候補地比較表を添付しております。候補地のうち不採用の土地については、施設規模や地権者との交渉不成立を理由に不採用と判断し、申請地を採用としています。</p> <p>20ページは水利関係承諾書になります。21ページに農地転用事前協議の回答について、22ページに文化財確認願いについての回答、23ページ24ページに土地の登記事項証明書、25ページから27ページに法人の登記事項証明書、28ページに字図、29ページに位置図、30ページから33ページまで各種図面等を添付しておりますので確認をお願いします。以上です。</p>
議長	担当農業委員の意見をお願いします。
農業委員	28ページの字図を見て頂きたいと思います。現地の方は3つの地番に分かれておりますが、現況は一枚の田んぼとなっております。特に問題はないと思います。
議長	質疑がある方は挙手をお願いします。
議長	一枚の田んぼを、水路を真ん中に作ることによって2枚に分けられるということですね。○番委員どうぞ。
農業委員	水路はもともと、□□番から○○番に流れているんでしょうか。
事務局	もともと、字図で言うと上の方に通っている水路が□□番の方から流れていて、一枚の田んぼですので、○○番にも流れている状況です。□□番が資材置場になるので、一部を分けて△△番を水路として整備されるということです。
農業委員	水路の工事は、□□番の所有者がされるんでしょうか。
事務局	それは当人同士で話し合っていると思いますが、一般的には□□番の所有者が資材置場に転用することによって隣地に支障を与えることになるので、□□番の所有者が整備までするというのが一般的かとは思いますが。
議長	○番委員、どうぞ。
農業委員	水路は横断図には載ってないですね。境界の外側にな

	るんですか。
事務局	境界の外側になります。
農業委員	計画平面図、横断図に水路まで入れないんですか。
事務局	この図面は、転用地のものになりますので、水路は入りません。これは□□番の転用許可申請の書類になりますので、隣接農地である△△番にどういった水路を作るのかというところは、図面を求めておりませんので確認できません。
農業委員	関連図は付けてないと、これだけじゃ判断できないですね。
農業委員	農地法第3条の許可申請についてたら良かったんでしょうけどね。
事務局	農地法第3条の許可申請に関しては、通常図面等は必要ありませんので、提出いただいている申請書類で判断をしていただくことになります。
議長	○番推進委員、どうぞ。
推進委員	確認ですけど、□□番と○○番が一枚になっているということですけど、耕作者が同じなんですか。
事務局	□□番と○○番は、○○番の所有者が耕作をされてあったということです。
議長	他に質疑はありませんか。
	(質疑なし)
議長	質疑が無いようですので、採決を行います。許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成により、議案第38号番号1は許可することに決定しました。 次に、議案第39号番号1、番号2農用地利用集積計画の利用権設定についてを事務局から説明をお願いします。
事務局	議案書の34ページから、39ページまでが利用権設定についての資料になります。資料編は4ページ5ページをご確認ください。 2件とも今回新規の設定となっております。詳細については、申出書の記載内容をご確認ください。以上です。
議長	質疑がある方は挙手をお願いします。

	(質疑なし)
議 長	では、採決を行います。承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議 長	<p>全員賛成により、承認されました。</p> <p>次に、報告事項です。報告については、事務局長の専決事項として処理が終わっている内容です。事務局より報告をお願いします。</p>
事 務 局	<p>報告第20号番号1専決処分について。農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書について報告いたします。</p> <p>議案書の報告の2ページをお願いします。道善恵子土地区画整理事業による宅地造成にかかる届出になります。8月に一度、届出がありましたが、仮換地処分の時期の関係で分けて届出をされており、8月に届出一覧に入っていなかった土地についての届出になります。2ページから5ページに届出書、6ページから16ページまで関係書類を添付しています。添付を省略しておりますが、すべての土地の登記事項証明書等、関係書類はすべて揃っております。届出の農地は、市街化区域内の農地であり、受理通知書を発行済です。</p> <p>続きまして、報告第20号番号2専決処分について。農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書について報告いたします。</p> <p>議案書の報告の18ページ19ページに届出書、20ページから25ページまで関係書類を添付しています。転用目的は通路です。資料編は6ページになります。届出の農地は、市街化区域内の農地であり、届出書類はすべて揃っており、受理通知書を発行済です。</p> <p>続きまして、報告第21号番号1専決処分について。現況証明について報告いたします。</p> <p>27ページに現況証明願を添付しています。農地転用は、平成14年4月5日付け、転用目的は貸駐車場で、届出受理済みです。現地を確認し、10月27日付けで、現況証明書を発行済みです。</p>

	<p>続いて、報告第21号番号2専決処分について。現況証明について報告します。29ページに現況証明願を添付しています。農地転用は、平成11年6月7日付け、転用目的は駐車場で、届出受理済みです。現地を確認し、10月27日付けで、現況証明書を発行済みです。</p> <p>続いて、報告第22号番号1、専決処分について。許可済証明について報告します。31ページに証明願を添付しています。こちらの土地は、昭和45年1月14日付け、農地転用の許可済みです。10月25日付けで、証明書を発行済みです。報告は以上です。</p>
議 長	以上で審議を終わります。
農 業 委 員	お願いがあるんですが、申請者や行政書士などが、現地確認をしてくれと申請書類を持ってきて、今日中に言われる。どうにかならないですかね。
事 務 局	前回同様の話がありましたので、申請前に相談に来られる申請者には伝えております。引き続き、窓口で周知しますし、他の周知方法も考えたいと思います。ご迷惑おかけして申し訳ございません。
議 長	<p>よろしく願いいたします。</p> <p>次回は12月2日金曜日の9時30分からです。</p> <p>お疲れ様でした。</p>
	10時 17分 閉会